

## 船舶事故調査報告書

平成27年3月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月18日 15時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良南東方沖（琵琶湖南西部） 北比良会館四等三角点から真方位098°530m付近 （概位 北緯35°13.28′ 東経135°57.32′）
事故調査の経過	平成25年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ウルトラ250 <sup>エックス</sup> X、0.1トン 250-53441滋賀、個人所有 2.85m(Lr)×1.06m×0.43m、FRP ガソリン機関、180kW、平成20年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 23歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年6月24日 免許証交付日 平成23年6月24日 （平成28年6月23日まで有効） 搭乗者A 女性 19歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人（以下「搭乗者A」、「搭乗者B」及び「搭乗者C」という。）を横一列に座らせた長さ約1.95m、幅約2.00mの塩化ビニルチューブ製の浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約15mのトーイングロープで引き、琵琶湖南西部の北比良南東方の浅瀬から沖に向けて遊走を開始した。 船長は、搭乗者の様子を見ながら少しずつ速力を上げ、約30km/hの対地速力で南進中、平成25年8月18日15時00分ごろ、本件浮体が波を受けて上下動するとともに、搭乗者Aの身体が宙に浮き、本件浮体に落下して落水したところを認めた。 搭乗者Aは、仲間が要請した救急車で病院に搬送され、右手首骨折と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好

	水象：湖上 平穩
その他の事項	<p>船長及び搭乗者3人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、搭乗者Aから、本事故当日に本件浮体に何回か乗ったことを聞いた。</p> <p>船長は、搭乗者3人に、けん引時、波があると本件浮体が上下動することがあると注意を与えており、搭乗者Aが落水したのは、本件浮体の取っ手をしっかりつかんでいなかったものだと思った。</p> <p>搭乗者B及び搭乗者Cは、落水しなかった。</p> <p>船長は、搭乗者Aが、落水後から右手首に痛みを訴えていたので、本件浮体に落下したときに右手で本件浮体を突いて負傷したものと思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、琵琶湖南西部の北比良南東方沖において、搭乗者3人を乗せた本件浮体を引いて南進中、本件浮体が波を受けて上下動した際、搭乗者Aの身体が浮いたことから、本件浮体落下時に負傷した可能性があると考えられる。</p> <p>搭乗者Aの本件浮体に搭乗中の体勢及び負傷に至った状況については、明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、琵琶湖南西部の北比良南東方沖において、搭乗者3人を乗せた本件浮体を引いて南進中、本件浮体が波を受けて上下動した際、搭乗者Aの身体が浮いたため、本件浮体落下時に負傷した可能性があると考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けん引されている浮体に搭乗している場合は、取っ手をしっかり持って身体を支えること。</li> </ul>